

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

# 福 島 県 報

## 目 次

### 告 示

- 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件
- 道路の供用を開始する件
- 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件四件
- 土地改良区の定款の変更を認可した件

〇県営土地改良事業計画を変更した件	六
〇保安林の指定をする予定である旨通知があった件三件	六
公 告	
〇特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件二件	七
〇都市計画事業の認可の告示があった件二件	七
〇随意契約の相手方を決定した件三件	九

## 告 示

### 福島県告示第百三十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十四年三月二十三日から同年七月二十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労働課及び郡山市商工観光部商工振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

仙台ターミナルビル郡山店 福島県郡山市燧田百九十五番地ほか

二 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名(変更前) 別紙書面のとおり

(変更後) 別紙書面のとおり

変更した年月日

別紙書面のとおり

届出年月日

平成二十四年三月八日

届出をした者

東日本旅客鉄道株式会社

(「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

(商業まちづくり課)

### 福島県告示第百四十号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所まで平成二十四年三月二十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道小名浜平線	いわき市小名浜花畑町一五番一地先から 同 市小名浜花畑町四三番一三番地先ま	平成二十四年三月 二三日

(道路計画課)

### 福島県告示第百四十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。

平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤雄平

一 施行者の名称

南相馬市

二 都市計画事業の種類及び名称

原町都市計画道路事業 三・四・百二号 駅前北原線

三 事業認可の年月日

平成十九年八月三十一日

四 事業施行期間

(変更前) 平成十九年八月三十一日から平成二十四年三月三十一日まで  
(変更後) 平成十九年八月三十一日から平成二十九年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分 変更なし  
 使用の部分 変更なし  
 (まちづくり推進課)

福島県告示第百四十二号  
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
 平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

田村市

二 都市計画事業の種類及び名称

船引都市計画下水道事業(田村市流域関連公共下水道)

三 事業認可の年月日

平成十年三月十三日

四 事業施行期間

(変更前) 平成十年三月十三日から平成二十四年三月三十一日まで  
 (変更後) 平成十年三月十三日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十九年福島県告示第七百七十三号)の事業地に田村市船引町船引字四城内前、字番匠、字中森、字城ノ内、字石田、字山ノ内、字館、字扇田、字砂子田、字源次郎、字石崎、字長作、字卯田ヶ作、字小沢川代、字川代及び字太子堂並びに船引町東部台三丁目及び東部台四丁目の各一部の区域を加える。  
 使用の部分 なし。  
 (下水道課)

福島県告示第百四十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
 平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

田村市

二 都市計画事業の種類及び名称

常葉都市計画下水道事業(田村市流域関連公共下水道)

三 事業認可の年月日

平成十年四月二十四日

四 事業施行期間

(変更前) 平成十年四月二十四日から平成二十四年三月三十一日まで  
 (変更後) 平成十年四月二十四日から平成二十七年三月三十一日まで  
 五 事業地 収用の部分 都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十九年福島県告示第七百七十四号)の事業地に田村市常葉町西向字真城及び字菅田並びに常葉字常光寺、字坂ノ下及び字長繩の各一部の区域を加える。  
 使用の部分 なし。  
 (下水道課)

福島県告示第百四十四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第六十三条第一項の規定により、都市計画事業に係る事業計画の変更について、次のとおり認可した。  
 平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 施行者の名称

田村市

二 都市計画事業の種類及び名称

田村東部都市計画下水道事業(田村市流域関連公共下水道)

三 事業認可の年月日

平成十二年十月十三日

四 事業施行期間

(変更前) 平成十二年十月十三日から平成二十四年三月三十一日まで  
 (変更後) 平成十二年十月十三日から平成二十七年三月三十一日まで

五 事業地 収用の部分

都市計画事業の事業計画の変更を認可した件(平成十九年福島県告示第七百七十五号)の事業地に田村市大越町下大越字平島、字日照田、字町、字本風呂、字高屋敷、字中田、字風呂前、字田小屋及び字平田並びに上大越字鷹待田、字葉師堂、字白石、字水神宮、字中広土、字上川原及び字求中の各一部の区域並びに田村市滝根町菅谷字糠塚及び字糠塚前並びに神俣字糠塚、字五林平、字木ノ下及び字金屋の各一部の区域を加える。  
 使用の部分 なし。  
 (下水道課)

福島県告示第百四十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項の規定により、福島市土地改良区から平成二十四年三月六日付けで申請のあった定款の変更について、同年三月十六日認可した。  
 平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

福島県告示第百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、押釜地区に係る県営農業農村基盤整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業変更計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十四年三月二十六日から  
同 年四月十六日まで （二十二日間）
- 三 縦覧の場所  
南相馬市役所

（農村計画課）

福島県告示第百四十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡塙町大字木野反字戸中七一、七二、七九、字南沢一〇〇、一〇一の一
  - 二 指定の目的  
土砂の流出の防備
  - 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、塙町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び塙町役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百四十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
東白川郡鮫川村大字富田字鍛木田一九六の三、一九六の六、三一八の四、三二四、三三一の一、三四四、三六五の二四、三六五の三二、三六五の三三、三六五の三五、三六五の三八から三六五の四〇まで、三六五の四二、三六五の四四、三六五の四五、三六五の四七、三六五の四八、三六五の五〇、三六五の七五、三六五の八五
  - 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
  - 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、鮫川村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及び鮫川村役場に備え置いて縦覧に供する。）

（森林保全課）

福島県告示第百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知があった。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 保安林予定森林の所在場所  
いわき市田代町黒田字齊道三〇、九一、九七の一〇
- 二 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 三 指定施業要件  
1 立木の伐採の方法  
(一) 主伐は、択伐による。  
(二) 主伐として伐採をすることができる立木は、いわき市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度

公 告

次のとおりとする。  
〔「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福島県農林水産部森林林業総室森林保全課及びいわき市役所に備え置いて縦覧に供する。〕  
〔森林保全課〕

公告第五十六号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月十四日

二 名称

特定非営利活動法人ふくしま共生センター

三 代表者の氏名

須田 ミヨシ

四 主たる事務所の所在地

福島県須賀川市下山田字孫八内百二番地

五 定款に記載された目的

この法人は、来るべき高齢化社会に備え、高齢者及び障害者に対して、主に介護に  
関する必要な事業を行うことにより、雇用の促進と福祉の増進を図り、社会全体の利  
益の増進に寄与することを目的とする。

（文化振興課）

公告第五十七号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利  
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日  
平成二十四年三月十四日

二 名称

特定非営利活動法人 AIZU 大地の力

三 代表者の氏名

高野 久夫

四 主たる事務所の所在地

福島県会津若松市門田町大字黒岩字南青木五番地の一  
定款に記載された目的

この法人は、世界中の人々に自然豊かな「美しい日本」「うつくしまふくしま」を  
再認識させる必要があり、特に福島県に於いての「安全」「安心」をアピールし歴史  
ある観光地が数多くある会津地方を中心に観光及び精神・伝統文化に関する事業を行  
い、しいては日本の復興、再生事業に寄与することを目的とする。  
（文化振興課）

公告第五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条  
第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告  
する。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画法事業の  
種類及び名称

施行者の名称

事務所の所在地

事業地の所在

原町都市計画公園  
事業九・六・一号  
東ヶ丘公園

福島県

南相馬市原町区  
錦町一丁目三十  
番地  
福島県相双建設  
事務所

収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
なし

（まちづくり推進課）

公告第五十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第二項で準用する同法第六十二条  
第一項の規定による告示があったので、同法第六十六条の規定により、次のとおり公告  
する。  
平成二十四年三月二十三日

福島県知事 佐藤 雄 平

都市計画事業の  
種類及び名称

施行者の名称

事務所の所在地

事業地の所在

県北都市計画下水  
道事業阿武隈川上  
流流域下水道（県

福島県

福島市杉妻町二  
番一六号  
福島県土木部

収用の部分  
変更なし  
使用の部分  
変更なし

都市計画事業の 種類及び名称	施行者の名称	事務所の所在地	事業地の所在
県北都市計画下水 道事業阿武隈川上 流流域下水道（県	福島県	福島市杉妻町二 番一六号 福島県土木部	収用の部分 変更なし 使用の部分 変更なし

公告第60号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年3月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
低線量地域用ヨウ化ナトリウム検出器方式放射能測定装置 40式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年1月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 宮城県仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 随意契約に係る契約金額  
104,790,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当  
(入札用度課)

公告第61号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年3月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ヨウ化ナトリウム検出器方式放射能測定装置 252式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日

平成24年1月12日

随意契約の相手方の氏名及び住所

宝化成機器株式会社 福島県郡山市喜久田町御一丁目62番地1

随意契約に係る契約金額

1,005,215,400円

契約の相手方を決定した手続

随意契約

随意契約によることとした理由

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当

(入札用度課)

公告第62号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成24年3月23日

福島県知事 佐藤雄平

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
ランタンプロペラード検出器方式放射能測定装置 60式
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成24年1月12日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
共栄株式会社 福島県いわき市小島町二丁目3番地の6
- 5 随意契約に係る契約金額  
195,300,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由  
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第5号該当  
(入札用度課)